

1箇月単位の変形労働時間制のシフト勤務に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 足立吉数は、国立大学法人茨城大学就業規則（以下「就業規則」という。）第28条第2項の規定に基づき、1箇月単位の変形労働時間制のシフト勤務に関し、次のとおり協定する。

（対象者及び勤務パターン）

第1条 大学が、変形労働時間制による勤務を命ずる対象者は、別表1左欄に掲げる所属の職員とし、労働日の勤務パターンは、別表1右欄に掲げるとおりとする。

（変形労働時間制となる期間）

第2条 大学が、変形労働時間制による勤務を命ずる期間は、別表2に掲げる第1期から第12期までの期間とし、それ以外の期間については、就業規則第25条に基づく勤務を命ずる。

（労働日及び勤務パターンの予告通知）

第3条 大学は、職員に対し、別表2に掲げる変形期間を単位として労働日及び労働日の勤務パターン（以下「シフト」という。）について、適用となる変形期間の7日前までに予告通知をするものとする。

（シフトの特定通知）

第4条 大学が、適用となる変形期間の5日前までにシフトの予告通知を変更をしない場合は予告通知をもってシフトの特定通知に代えるものとする。

（シフト特定通知後の変更）

- 第5条 職員は、シフトの特定通知後において、年次有給休暇の取得等によりシフト変更を希望するときは変更日前に申し出なければならない。
- 2 大学は、業務の正常な運営に支障が生じない限り、前項の申し出を承認するものとする。
 - 3 大学は、変更されたシフトについて特定通知をするものとする。

（育児又は介護等をする者に対する配慮）

- 第6条 大学は、育児又は介護等をする職員の生活上の不利益に十分配慮し、シフトの計画を作成するものとする。
- 2 大学は、次の各号のいずれかに該当する者が請求したときは、業務の正常な運営に支障が生じる場合を除き、所定労働時間を超えない範囲で、あらかじめ割り振られた始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯変更を許可する。
 - (1) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員
 - (2) 児童福祉法に基づく学童保育施設に託児している小学生の送迎をする職員
 - (3) 要介護状態にある者を介護する職員

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

平成22年 3月31日

国立大学法人茨城大学長 池田 幸雄



農学部労働組合執行委員長 足立 吉数



別表 1

所属	勤務パターン：始業及び終業の時刻（休憩時間）
学務係	A : 8:30～17:15 (12:00～13:00) B : 8:30～17:15 (11:30～12:30) C : 8:30～17:15 (12:30～13:30) D : 9:15～18:00 (12:30～13:30)

別表 2

期	変形期間	労働日	期	変形期間	労働日
1	4月 1日～ 4月24日	17	7	9月12日～10月 9日	18
2	4月25日～ 5月22日	16	8	10月10日～11月 6日	18
3	5月23日～ 6月19日	20	9	11月 7日～12月 4日	19
4	6月20日～ 7月17日	20	10	12月 5日～ 1月 1日	16
5	7月18日～ 8月14日	19	11	1月 2日～ 1月29日	18
6	8月15日～ 9月11日	20	12	1月30日～ 2月26日	19